

市有財産売払一般競争入札説明書

市有財産の売払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施しますので、買受希望者は、売払物件について確認（下見会による確認を含む。）をし、この入札説明書、仕様書及び売買契約書の各条項を承知の上、所定の手続きに従い入札願います。なお、入札手続等について不明な点は、箕面市市民部環境整備室に問い合わせ願います。

令和3年10月29日

箕面市

1 一般競争入札により売り払う物件

物件番号	物件名称	数量	初年度登録年月	車台番号	型式	予定価格	入札保証金
1	いすゞ 塵芥車	1 台	平成27年11月	NMR85-7028498	TPG-NMR85AN	1,074,700円	54,000円
2	いすゞ 塵芥車	1 台	平成28年11月	NPR85Y-7013173	TKG-NPR85YN	2,535,500円	127,000円
3	いすゞ ダンプ車	1 台	平成18年8月	NKR81-7051298	PB-NKR81AN	330,000円	17,000円
4	いすゞ ダンプ車	1 台	平成19年8月	NKR85-7001865	BDG-NKR85AN	330,000円	17,000円
5	三菱 ダンプ車	1 台	平成20年8月	FE71BD-550031	PDG-FE71BD	330,000円	17,000円

備考 予定価格とは、あらかじめ箕面市が定めた最低売払価格（税込）をいう。

詳細については、仕様書にてご確認をお願いします。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に該当しない個人又は法人であること。
- (2) 3 により、あらかじめ一般競争入札への所定の手続きをした者であること。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加する者は、令和 3 年 11 月 15 日（月）まで（郵送により申し込む場合は、書留又は配達記録郵便で送付すること。また、令和 3 年 11 月 15 日までの消印があるものを有効とする。）に一般競争入札参加申込書により箕面市市民部環境整備室に申し込むものとする。（共有名義での申込みはできない）

なお、入札に当たっては、物件ごとに入札保証金を納付しなければならない。

4 現車確認を行う場所及び日時

1 に示した物件について、次の日時に現車確認ができる。

物件番号	現車確認日時	場 所
1	令和 3 年 11 月 15 日（月） 午前 10 時～午後 4 時	箕面市環境クリーンセンター 箕面市大字粟生間谷 2898 番 1
2		
3		
4		
5		

※現車確認を希望される際は、事前にお電話で環境整備室までご連絡ください。

5 質疑受付期間

質疑がある場合は令和 3 年 11 月 1 日（月）から 11 月 11 日（木）午後 5 時までの期間に指定の書式で箕面市市民部環境整備室に電子メールで提出すること。

6 一般競争入札の場所及び期間

(1) 場所

箕面市環境クリーンセンター1 階受付窓口

(2) 入札日

令和 3 年 11 月 29 日（月）午前 9 時～午後 5 時

(3) 開札日時及び場所

11 月 29 日（月）午後 5 時 15 分、箕面市環境クリーンセンター3 階大会議室（立ち会い可）

(4) 開札結果の公表

開札後、応札者の個人・法人の種別（法人の場合は名称を含む）及び応札金額を箕面市ホームページ上に公表する。

7 入札の方法

- (1) 箕面市環境クリーンセンターに来庁のうえ、物件番号ごとに入札する。

なお、この入札は、物件番号ごとに1回に限り行うことができる。

(2) 郵便による入札書の提出は認めない。

8 入札保証金に関する事項

(1) 市は入札に参加する者に対し、納入通知書を発行する。

(2) 市が発行した納入通知書にて定められた期限までに入札保証金を納付しなければならない。

(3) 入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約を締結しない場合を除き契約締結後に還付する。

(4) 入札保証金の還付は入札終了後概ね2週間以内に行う。

(5) 還付にあたっては請求書を市に提出すること。

9 入札の無効

本入札に参加する資格のない者及び本入札への参加にあたり虚偽の申し込みを行った者の入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

入札終了後、開札を行い、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者とする。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

11 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、契約締結後に契約保証金を納付しなければならない。

12 売払代金の納入

契約を締結した者は、市が発行する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

なお、契約保証金については、売払代金の納入を市が確認した後に還付する。（概ね2週間以内に行う）

13 物件の引渡し及び所有権移転

(1) 12により売払代金の納付を確認した後、令和4年4月1日(金)～令和4年4月8日(金)の間に売払物件の引渡しを行うものとし、落札者自身が自動車の登録手続きを行うこととする。その際は市に誓約書を提出すること。

(2) 売払物件の所有権移転に要する諸費用及び売払代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

なお、自動車損害賠償責任保険を引き継ぐ場合は、4月1日(金)から満了日までのその保険料(日割り)を市に納入すること。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

箕面市市民部環境整備室

箕面市大字粟生間谷 2898 番 1 (郵便番号 562-0021)

電話番号 072-729-2371

15 その他

この入札説明書に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法、地方自治法施行令、箕面市契約規則等の定めるところにより箕面市長が決定する。